

燃料電池自動車

を購入した方に費用の補助を行います

大分市燃料電池自動車導入推進事業補助金

申請受付期間：令和3年5月6日（木）～令和4年3月31日（木）

補助対象自動車

以下の1～3の要件を全て満たす普通自動車が、補助の対象となります。

- 1 水素を燃料とする燃料電池により駆動される電動機（モーター）を原動機として、内燃機関（エンジン）を併用しない自動車
※ 電気自動車、ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車は対象外です。
- 2 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初度登録されていること
- 3 車検証における使用の本拠の位置および所有者（リースの場合は使用者）の住所が市内であること

※ 事業用自動車（タクシー等の緑ナンバー車）も補助対象自動車です。

補助金交付の対象となる方

以下の1～3の要件を全て満たす方が、補助の対象となります。

- 1 以下のA～Cのいずれかに該当する者
 - A. 自動車を登録した時点で市内に1年以上引き続き居住する個人
 - B. 自動車を登録した時点で市内に1年以上引き続き事業所を有する法人または個人事業者
 - C. AまたはBと、4年以上の期間を定めてリース契約等を締結したリース事業者※リースの場合は、リース事業者が補助金交付の申請を行います。
- 2 市税を滞納していない方
- 3 暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有しない方

補助金額

50万円（国の補助金等との併用は可能です。）

※予算の範囲内で先着順です。

※一個人または一法人等につき、1年度1台までを補助の対象とします。

注意事項

- 新規登録した日の翌日から起算して2か月を経過する日までに交付申請する必要がありますのでご注意ください。（例：4月1日に登録した自動車は6月1日までに申請が必要）
- 新規登録してから4年の間は譲渡・貸付（リースを除く）等の行為ができません。
- リースの場合、4年以上の期間を定めて契約する必要があります。また、大分市からの補助金の額に相当する額を減額して使用料を設定する必要があります。
- 自動車販売業者が販売促進活動（展示、試乗等）に使用する車両は対象外です。

裏面へ続く

申請方法

環境部環境対策課（本庁舎4階）に申請書類を提出してください。

※ 郵送は不可です。支所では受付を行っていません。

提出書類

- ・大分市燃料電池自動車導入推進事業補助金交付申請兼実績報告書（様式第1号）
- ・大分市燃料電池自動車導入推進事業補助金交付請求書（様式第5号）

【添付書類】

- (1) 誓約書（様式第2号）
※リース事業者が申請する場合には、リース事業者と予定貸与先の両方の誓約書が必要
- (2) 補助対象自動車の購入に係る請求書または契約書
※車両本体価格の記載があるものに限る
- (3) 補助対象自動車の支払に係る領収書（割賦販売の場合は、その契約に係る書面）
※販売会社等の印があるものに限る
- (4) 補助対象自動車の車検証
- (5) 住民票
※個人または個人事業者の場合に必要
※リース事業者が申請して、予定貸与先が個人または個人事業者の場合には、予定貸与先の住民票が必要
※申請日前3か月以内に発行されたものに限る
- (6) 登記事項証明書（現在事項全部証明書）
※法人およびリース事業者が申請する場合に必要
※リース事業者が申請して、予定貸与先が法人の場合には、予定貸与先の登記事項証明書も必要
※申請日前3か月以内に発行されたものに限る
- (7) 市税の完納証明書
※リース事業者が申請する場合には、予定貸与先の完納証明書も必要
- (8) 補助対象自動車に係るリース契約書
※リース事業者が申請する場合に必要
- (9) 補助対象自動車に係る使用料の算定根拠を示す書類
※リース事業者が申請する場合に必要
※補助金適用前後のリース料金総額を比較して、補助金額以上の開きがあることが必要
- (10) その他市長が必要と認める書類

(5)住民票、(6)登記事項証明書、(7)市税の完納証明書、(9)算定根拠書類は、原本を提出してください。

詳しくは環境対策課へお問い合わせください。

補助金の申込・問い合わせ先

大分市環境部環境対策課 環境保全担当班

TEL：097-537-5758 FAX：097-538-3302

E-Mail：kankyotai5@city.oita.oita.jp